

北海道告示第 10216 号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

令和 5 年(2023 年) 2 月 17 日

北海道知事 鈴木 直道

1 入札に付す事項

(1) 契約の目的の名称及び数量

会議録検索システムデータベース作成業務（1 ページ当たりの単価）

- ・ 令和 5 年(2023 年) 4 月から令和 6 年(2024 年) 3 月に係るメディアに保存されたジャストシステム社一太郎又は Microsoft 社 Office Word 形式の会議録データを(株)キューズ・クリエイティブ社の会議録検索ソフトウェア「VOICES」専用形態のデータに加工し、データベースを作成する業務。
- ・ 会議録 1 頁当たりの文字数（単価契約）
43 文字／行 × 35 行／頁 = 1,505 文字（最大）

(2) 契約の目的の仕様等 処理要領による。

(3) 契約期間 令和 5 年(2023 年) 4 月 1 日から令和 6 年(2024 年) 3 月 31 日まで

(4) 納入場所 札幌市中央区北 2 条西 6 丁目 北海道議会事務局政策調査課

2 入札に参加する者に必要な資格

令和 5 年(2023 年) 2 月 17 日付け北海道告示第 10215 号に規定する会議録検索システムデータベース作成業務一般競争入札参加資格を有すること。

3 契約条項を示す場所

札幌市中央区北 2 条西 6 丁目 北海道議会事務局政策調査課

4 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 札幌市中央区北 2 条西 6 丁目 北海道議会議事堂
2 階事務局第 2 会議室

(2) 入札日時 令和 5 年(2023 年) 3 月 15 日(水) 午前 11 時

(3) 開札場所 (1) に同じ。

(4) 開札日時 (2) に同じ。

5 入札保証金

入札保証金は、免除する。ただし、入札に参加しようとする者が契約を締結しないこととなるおそれがあると認めるときは、入札保証金又はこれに代える担保の納付を求めることがある。

6 契約保証金

契約保証金は、免除する。ただし、契約を締結する者が契約を履行しないこととなるおそれがあると認めるときは、契約保証金又はこれに代える担保の納付を求めることがある。

7 郵便等による入札の可否

認めない。

8 落札者の決定方法

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第1項に規定する場合を除き、北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第151条第1項の規定により定めた予定価格（単価）の範囲内で最低の価格（単価）をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

9 落札者と契約の締結を行わない場合

- (1) 落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。
- (2) 契約書の作成を要するとした契約について、落札決定から契約を締結するまでの間に落札者が指名停止を受けた場合は、契約の締結を行わないことができるものとする。この場合において、落札者は、契約を締結できないことにより生じる損害の賠償を請求することができない。

10 契約書作成の要否

要

11 その他

(1) 無効入札

開札の時に、2に規定する資格を有しない者のした入札、北海道財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(2) 低入札価格調査の基準価格

地方自治法施行令第167条の10第1項の規定による低入札価格調査の基準価格を設定していない。

(3) 最低制限価格

地方自治法施行令第167条の10第2項の規定による最低制限価格を設定していな

い。

- (4) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い
入札書に記載する金額は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税抜き価格相当額（単価）とすること。

なお、消費税等相当額は、当該代金の請求のときに加算すること（消費税等相当額を加算した合計金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）。

- (5) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名称 北海道議会事務局政策調査課

イ 所在地 郵便番号 060-0002 札幌市中央区北2条西6丁目

ウ 電話番号（直通）011-204-5691

- (6) 前金払

前金払はしない。

- (7) 概算払

概算払はしない。

- (8) 部分払

部分払はしない。

- (9) 入札の執行

初度の入札において、入札者が1人の場合であっても、入札を執行する。

- (10) 入札の取りやめ又は延期

この入札は、取りやめること又は延期することがある。

- (11) 入札執行の公開

この入札の執行は、公開する。

- (12) その他

この公告のほか、競争入札心得その他関係法令の規定を承知すること。